

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

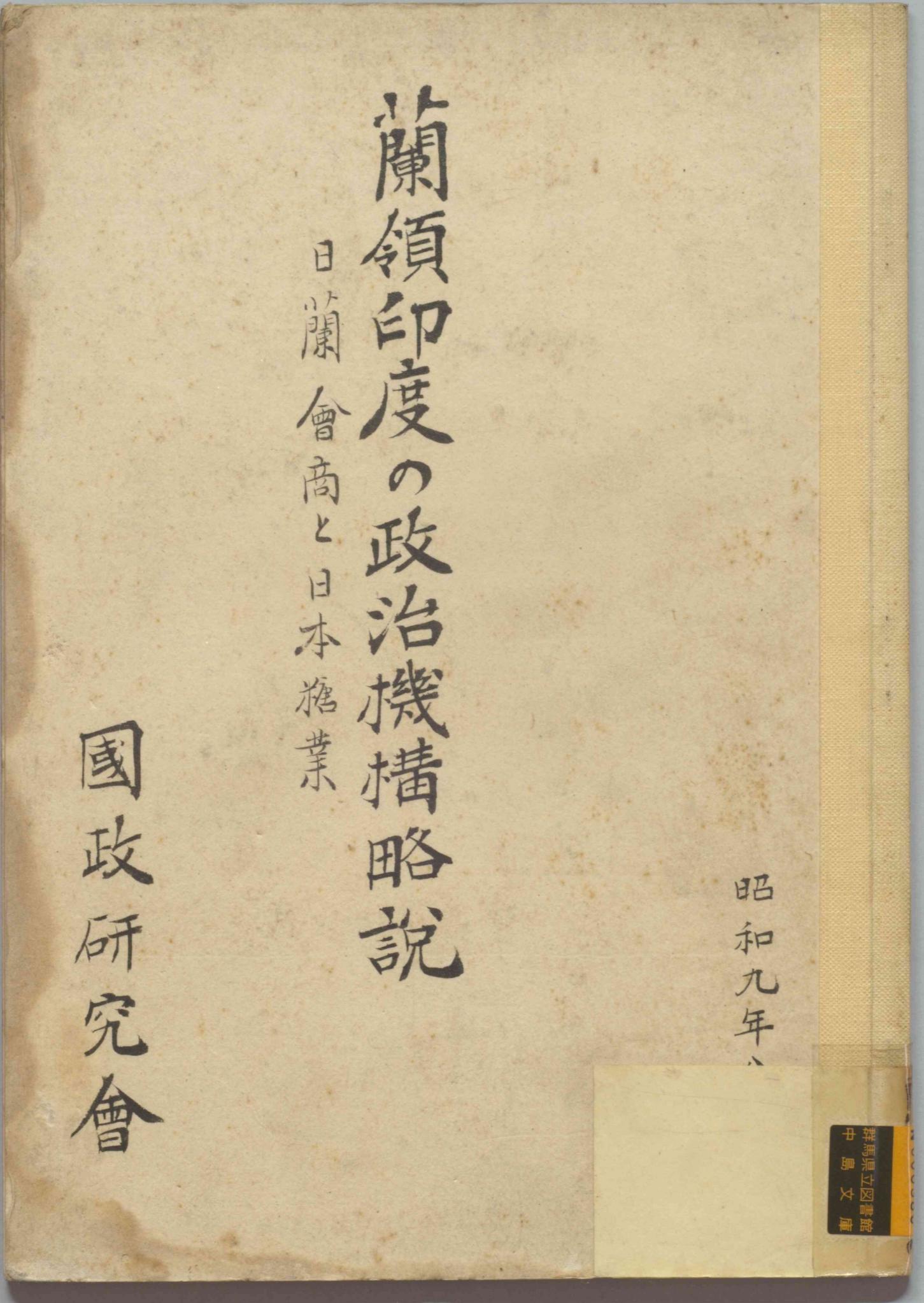
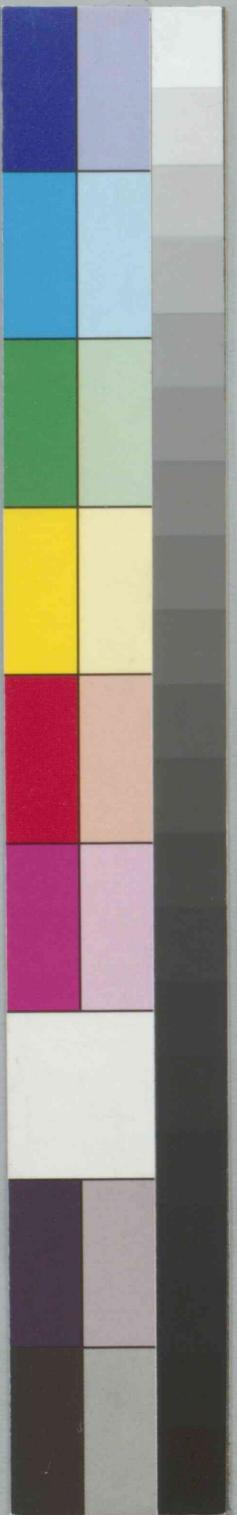
群馬県立図書館
中島文庫

昭和九年八

蘭領印度の政治機構略説

日蘭會商と日本施業

國政研究會



國政研究會

蘭領印度の政治機構略説

昭和九年八月二十日

6380

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) ④ 3008番

一、蘭領東印度統治史

蘭領印度の統治は一五九六年和蘭人蘭領印度に到着し、一六〇二年東印度會社を設立するに始る。東印度會社は和蘭議會より東印度諸島に於ける通商獨占権を持許せられ貿易に從事した。當時同社は和蘭に於ける十七名の重役よりなる重役會之を指揮し東印度に總督を置き會社の事業を總攬したのであるが、葡西、英人と戰ひ之を驅逐し、或は又士候間の抗争を利用して遂に蘭領の大部分を和蘭の領土となした。

而して一七九五年和蘭は佛國に合併せられ一七九八年東印度會社は本國に於ける政變其他の事情により解散せられ東印度に於ける會社の所領はために和蘭政府の直轄領となつた。その後一八一一年蘭領は英國に征略せられたのであるが一八一四年八月の倫敦條約により蘭領は再び和蘭に返還せられ、今日に至つた。

二、和蘭本國と蘭領印度との関係

蘭領印度の統治権は一八一四年の憲法を以て和蘭皇帝の独裁することを規定し立法権も亦皇帝の親裁する所であつて、和蘭議會は植民地内保有於ては全く何等の権をも附與せられてゐないのである。從つて蘭領印度は恰も皇帝の私有領地の如き觀を呈してゐた。然るに一八四〇年憲法の改正に當り植民地に関する條項追加され、爾後皇帝は毎年通常議會の開會に際し植民地に於ける歳入歳出状態に關し報告をなすべきこと、及右歳入残額を本國の為めに使用する場合は法律を以て之を規定すべきことを定めた。次いで一八四八年更に憲法の大改正を行ひ從來皇帝の親裁に屬せる立法権、及財政権は議會の權限に移譲し、又蘭領統治に屬する政策大綱及貨幣制度は法律を以て定め、その他重要事項は必要に應じ法律に規定することとなし、皇帝は從つて植民地に屬する一般事情を毎年議會に報告することとなつた。その後蘭領印度統治法が一八五四年議會を通過し一八五五年施行せられた。

られた。然るに未だ蘭印は本國に從属してゐたのであるが、一九〇三年歳入剩余政策は廢止せられ一九一三年始めて完全なる財政的独立に到達した。更に和蘭本國は蘭印に自治権を漸次付與する方針を以て一九一八年に国民参議會を設けこれに或程度の立法権を認めた。然るに右は總督に依つて少からず制限されると共に最終的立法権は本國議會及皇帝に專属するものである。左は對外關係、その他特殊事情は未だ本國に屬してゐる。

三、行政組織

(1) 中央政府

最高機關として總督あり、總督の諮詢機關として蘭領東印度評議會、立法機關として國民參議會がある。また總督の專屬機關として總務部あり、これは行政各部及一般外部と總督との中間連絡機關であつて總務長官は恰も内閣總理大臣と書記官長とを兼任するが如き地位にある。

行政機關としては

内務、司法、財政、文教、經濟、社會事業、官業の七省の他、陸、海

軍の二部を設ける。

(口) 地方行政

爪哇及マダラ

中部又於ける「ソロー」及「デヨリジヤレ」の二大王領地は相当廣範圍の自治権を有しその他大部分の直轄地は西部爪哇、中部爪哇及東部爪哇の三州に分ち知事これを統治し、縣、郡、に分れて各洲はまた州議會を有する。

外領はこれを十八州に分ちこれは更に各縣郡に分れる。知事、又は理事がその統治にあたるが爪哇と異る處は直轄地に於ては、歐人行政と土人行政の二重がないことである。

四、總督

總督は皇帝之を親任し、蘭領印庚下於て皇帝の名に於て皇帝を代表し統治の任に當る。

資格 満三十歳以上の和蘭臣民

任期 特別の規定ないが普遍五年

職務權限

(イ) 立法

蘭印内の士候との間の諸協約の締結

法律又は勅令の範圍内に於て總督府令、一般命令、其他規定の制定法律案其他法規の提案

國民參議會の提案及決議等の承認又は拒否

(ロ) 行政

行政の首班として行政各部長官の職務權限を定む

一般官吏及陸軍將校の任免

蘭領印度陸海軍の統帥

官吏及軍人の俸給を定む

蘭領印度内外の安全を維持する爲戰時狀態又は戒嚴令の布告外國人々
の許可、追放、及公安に付する蘭領印度人にに対する住所指定

(八) 司法

高等法院の協議の上蘭領印度内に於ける裁判に於て判決せる刑罰に對す
る大赦、特赦及復讐の付與

死刑は總督が特赦をなし得べき機會を與へたる後は非らざれば之を施行
することを得ず。

而して總督と本國植民大臣との關係は、前者は蘭印統治上皇帝に對して責
任を負ひ植民相は本國に於て蘭印を代表し皇帝の命に依總督に訓令を發し、
議會に對して責任を負ふことに於て兩者の相違がある。

五、蘭領印度評議會

議長へ必要と認まる場合は總督之が議長たることを得、但し此の場合總督
は「アドヴァイス」をなすに止り衆決權はない。

副議長（皇帝親任）

議員 大名（皇帝親任）

從来四名にして三十歳以上の和蘭人に限つてゐたが一九三〇年より土人
も亦議員たり得るに至つて二名増加された。

任期は五ヶ年にして任期満了後直に再任することは出来ない。

權限

評議會は總督の諸問に應ずるの權限を有するに止る。

而して左の事項に肉しては必ず之に諸問することを要する。

(1) 一般又は地方行政に關する訓令及規定

(2) 土候との間の諸協約及政治協定

(八) 戰争又内亂の場合 行政官憲の執行又は執りたる措置対策

(二) 重大なる特別措置

(木) 法令を以て定むる高官の任命

(ハ) 國民參議會に審議を命じたる提案及國民參議會に存したる報告

(ト) 國民參議會より總督に提出せる提案

本日、總督は蘭領印度評議會の決議を承認しえざる場合は皇帝にその決裁を仰ぐ、但し緊急の必要ある場合は總督は皇帝の決裁を俟たず臨機應变の措置を講ず。

蘭印評議會は總督に對し建議をなすことを得。

總督病氣又は他の事由に依り其在地に居らざる時は副議長は總督の政務を攝行す。

會議、蘭印評議會は少くとも一週一回(金曜日)會議を開く

組織

議長(皇帝親任)

議員六十名

内土人三十名

和蘭人十五名

和蘭人又は土人に非らざる外國人三名乃至五名

議員は任命議員と被選議員に分たる。選舉に依る議員は土人二十名と和蘭人十五名、外國人三名であつて其他は總督之を任命する。

任期四年

会期

國民參議會は豫め召集することなく毎年二回バタビアに於て開會する。

第一會期 六月十五日 九月十五日

第二會期 一月十日——二月二十日

總督其必要を認むるか又は少くとも三分の一以上の議員より請求ありたるときは臨時議會を召集することを得、又緊急必要ある場合は追加豫算審議の爲臨時議會を召集することを得

權限 諸法律その他法令の提案

總督より提出せられた法律法令案の修正、法律及法令の決定に對しては國民參議會の協賛を必要とす。

一般予算及追加予算の決定並決算は國民參議會の協賛を必要とす。總督より提出せる提案を國民參議會が否決したる場合國民參議會は總督の要求に基き再審議をなす。

右行政命令は何時にても正規の法令を以て之が改正、追加をなし又は決定をなす。

右行政命令は何時にても正規の法令を以て之が改正、追加をなし又は決定をなす。

廃止をなすことを得

總督より提出したる法律案に對して國民參議會より指定期間内に右賛否に關し何等報告なきときは總督はその權限及責任を以て之が規定を制定することを得。

總督提案法案が國民參議會に於て否決せられたる場合と雖も緊急必要ある場合は總督は其權限及責任に於て同様の規定を定むることを得、但し此場合右規定實施後二ヶ月以内に國民參議會より要求あるとときは一般命令を以て更に之が規定を改正することを要す

國政研究會

日蘭會商と日本糖業

昭和九年八月二十日

最近我國の輸出貿易は逐年増加し爲めに各國に於ける輸入防遏手段の深刻化を提してゐるが、蘭領印度に対する輸出は特に著しきものがある。同國に對しては昭和三年迄は三千九百萬円の入超を見てゐたものが果然昭和四年より九百萬円の出超となり、昭和八年に至つてその出超額は益々増大し一億百七十七萬七千円に達するに至つた。これは主として日本商品が爲替安と生産條件の良さの結果によるものであるが、斯くの如き事情が存續する時は蘭領印度に於ける産業は全く発達を阻止されることは勿論、和蘭本國唯一の独占市場たるべき蘭領印度が他國の市場として剝奪されるが如きは結局に於て本國の産業の滅亡を來すこととなるので、和蘭政府はその対策非常時輸入制限令を一九三三年十月より實施することとなつたのである。

この輸入制限令は商品別に輸入の總額を決定し、これを過去三年間に亘る輸入實績に依つて各國に割當する制度であり、ビール、その他綿製品、

セメント等に就いて特に制限規定を設けて實施されてゐるのであるが、これを以てしては多少の輸入減を計ることは出来るが、これは單に積極的産業保護政策であつて、蘭領印度の産業を般盛ならしめるに積極的に輸出の増加を計らねばならぬ。然るに蘭領印度は和蘭政府統制の下に固く金本位制を持続せる結果、國內生産費は対外的に高價に当り、世界的に金本位制が實質的に消滅し、ペパー、マネーに依る為替庄の優先的地位を利用して各國が輸出増加を計り、ある折柄、蘭領印度のみは全く反対の現象を出現するに至つてゐるのである。從つて蘭領印度としては日本より多量の綿製品を年々輸入しこれに對して輸入制限を加へたる結果、我國綿業者は著しく打撃を蒙るに至つてゐる窮境を利用するものが果然、日蘭會商の提唱をなし來つた。その目的は勿論日本側の輸入を増加せしめ、これに依つて一億円内外の片貿易の調整を計らうと言ふのである。

會商は六月七日より開催され目下大局論が議題に付されて蘭印の要求す

る片貿易の調節問題に迄入つてゐない。が何れ近く具体的討議に入ることは間違ひないことである。その際日本が五千萬円の輸入を一億円迄増加し日蘭両國輸出入の帳尻を合せることは全然不可能であり、又蘭印本國これを望人でもゐない様である。結局二、三千萬円程の増加を計れば足るとしてゐる。

然らば三千萬円の輸入を増加するにしても果して如何なる蘭印特產物を輸入するか、石油、砂糖、錫、キナ皮、採油用種子等々種々あるが、單に輸入の増加を計るだけでは何の意味もない。片貿易の調節が蘭印の産業の保護にある限り蘭領印度に最も裨益する産業の輸入量を増加することを蘭印は要望する。我國の側から言へば、石油の輸入を計れば二三千萬円程の輸入は容易に増加することが出来る。然るに蘭印に於ける石油業は所謂ローヤルダッチの独占企業に存り、これが輸入を計つても直接蘭印の利益を齎さない。またローヤルダッチと米國石油會社たるスタンダードとの間に世界的市場

協定が成立してゐるかで我國が蘭印の石油を特に増加し米油を減少することは不可能である。その他錫、キナ皮等の輸入を多少増加するにしても、我國に於ける生産額が限界されてしまい、これを以て二、三千萬円の輸入増加を計ることは困難であり蘭印側も大して要望しない。

従つて結局曰蘭間の片貿易を調節するものは何であるかと言へば砂糖と言ふことになる。砂糖の輸入増加は直接蘭印の利益を齎すからである。何故なら蘭領印度の砂糖は対外的生産費高、又は後述する如き事情に依つて最近著しく輸出減退し、政府は滯貨糖の處分に心痛してゐる。寧ろ斯くの如き事情を知るならば、曰蘭會商の提唱は蘭領印度滯貨糖の放散の爲めに特に見出された血路であると言ふて差支へない。處で蘭領印度の要求のまゝジヤワ糖の輸入を計ることは我國の糖業の實情からして果して可能であるかどうか、また何故蘭印は特にジヤワ糖の輸出増加を計らんとする事情にあるか、世界、ジヤワ、日本、の糖業を夫々述べてジヤワ糖輸入の可

否を決しやう。

二

十八世紀の末葉独逸に於て甜菜糖の栽培が奨励されて以来、歐洲各國に於てこれに倣ひ、爲めに甘蔗糖の生産額は、急激に減少し、種々弊害をさへ招来するに至つたので、歐洲各國は一九〇ニ年ブラツセルに世界砂糖會議を開催して甜菜糖の獎勵を徹底した。従つてその翌年より再び甘蔗糖の生産は増加し一九〇ニ年六百萬噸（英）位のものが一九二ニ年に一千八百萬噸に増加し、大戰中一時減退した甜菜糖も最近に至つて漸次回復し最近に至つては總生産額二千八百萬噸内外に達するに至つた。

消費に於て、これを數字的に示することは正確を得ないのであるが、一九二ニ年一千九百三十六萬噸であつたものが、遂年増加し、三千大百萬噸に達したのであるが、最初は自給自足、否もろ生産不足であつたものが、最

近に至つては生産過剰の悲境に到達するに至つたのである。即ち八月末の

持越糖は年々に増加し最近に至つては約一千萬噸に達するに至つたのである。

これは各國の食料品の需給自足策に依つて外糖の輸入を防遏する爲め英米

両國を始め東洋諸國に於ても関税の引上げが行はれたので從来より輸出

國たる爪哇、攻馬等は大打撃を蒙ることになつた。

そこで是等の生産過剰を制御する爲めに一九三一年チャドボーンロの提唱に従ひ砂糖の世界協定が成立するに至つたのである。右協定は最初は攻馬、爪哇、独逸、波蘭、チエツコ、入口バキヤ、匈牙利、白耳義の七ヶ國であつたが、その後、秘魯、エーゴスラビヤの二國が加入し合計九ヶ國となつた。而してこの協定は翌年より効果を生じ大体世界の糖界に均衡を見るに至つた。

世界需給表（粗糖計算、單位千英噸）

年	產 糖 高	消 費 高	持 越 月 高
一九二二年	一八、七四二	一九、三六一	四、四大二
一九二三年	二〇、六六二	二〇、八五五	五、二六九
一九二四年	二四、五六六	二二、六八〇	七、一五五
一九二五年	二四、九五八	二四、三一三	七、八〇〇
一九二六年	二四、五六七	二四、七二五	七、大四二
一九二七年	二六、六一六	二六、〇九八	八、一大〇
一九二八年	二八、〇五七	二六、九六七	九、二五〇
一九二九年	二七、六九〇	二六、三七四	一〇、五六六
一九三〇年	二八、七六八	二七、一一六	一一、一〇八
一九三一年	二六、四〇六	二六、七一五	一二、五五三

世界の糖業現状は大要前述の如くであるが、就中その輸出國として最も有力なものは攻馬と爪哇である。攻馬は最も盛なる當時は五百萬噸を輸出し、爪哇の三萬噸は当底その及ぶところではないが、我國に對して地理的な關係から攻馬糖より遙かに關係が多く、既に我國の糖業が輸出にまで發展して来た今日に於ても年々十萬噸以上もの輸入してゐる現状である。

爪哇の砂糖は紀元前英領印度ベンゴール地方から傳つたものだと言はれてゐるが、和蘭人の手に依つて近代的製造が行はれりに至つたのは一六、七年紀の頃である。而してその後大規模經營と適切なる氣候とに恵まれて遂に增加し現に砂糖製造工場は約八十を算し内八割は從来「爪哇生産トラスト」を組織し、これを通じて砂糖の販賣を行つてゐた。而てながらコトラストは一九三二年未解消し新に爪哇に於ける製糖業者、政府委員及銀

行業者を加へた蘭領印度砂糖販賣組合（Nederlandisch Indische Vereeniging van den Afzet van Suiker en NIVAS）が組織され、これに依つて爪哇に生産される砂糖の金融、生産、輸出、國內消費、在荷等の總べてに涉及する一切の権限を有してゐる。

和蘭資本と自然の條件に依つて爪哇糖の生産及び輸出は一九三〇年頃迄は迎増して來たりであるが、その間攻馬糖が歐洲に進出して爪哇糖の市場を侵奪するに至り、また歐洲大陸に於ける甜菜糖の発達は爪哇糖市場の狹隘化に益々拍車を掛けに至つた。從つて爪哇糖は余儀なく東洋市場を開拓に乘出る、これが確保に努めねばならなかつたのであるが、一九三〇年頃に至つては爪哇糖の大市場たるこゝ東洋の日本印度に於ける糖業が漸次發達し、加ふるに印度及支那は砂糖に對して高率なる輸入税を賦課するに至り更に世界恐慌に依つて年に四%の消費の自然増加は却つて減退し來つた。これにも拘らず世界各國大資本に依り必然的に砂糖の増産を競つた結果

果、世界砂糖業全般、特に爪哇糖は全く蹉跌を来たし、一九二九年は七一萬二千噸内外の年未滯貨は益々増加して一九三〇年には百六十三萬噸、三年には二百五十萬噸を算するに至り、これが前後措置として何かの対策を必要とするに至つた。そこで前述の如く一九三一年未ドチャードボン協定を結び世界糖業全般、特に爪哇糖の生産を制限し、増産計画の休戦を企圖したのである。而してこの一九三一年を中心とする爪哇糖の現状を見れば

植付年度	植付面積 (ヘクタール)	収穫年度	生産 (米噸)	輸出 (米噸)	国内消費 (米噸)	年未滯貨 (米噸)
一九三九年	一九三〇年三月	一九三〇年六月	二九六九三六九	二二一、六五四	四二七六三九	七一三六五
一九三〇年	一九三一年三月	一九三一年六月	二八四二六四二	一、三三一、五九	三八三、三六	一、六三一、六二二
一九三一年	一九三二年三月	一九三二年六月	二、一〇、七八二	一、一七四、〇〇〇	二七六九七	一、五三二、六八三
一九三二年	一九三三年三月	一九三三年六月	一、三九六三六三	一、一七四、〇〇〇	四二〇、九〇〇	二、三三五、〇〇〇
一九三三年	一九三四年三月	一九三四年六月	一、一七四、〇〇〇	一、一七四、〇〇〇	三八〇、九〇〇	一、一五、〇〇〇
一九三四年	一九三五年三月	一九三五年六月	一、一七四、〇〇〇	一、一七四、〇〇〇	三八〇、九〇〇	一一五、〇〇〇
一九三五年	一九三六年三月	一九三六年六月	一、一七四、〇〇〇	一、一七四、〇〇〇	三八〇、九〇〇	一一五、〇〇〇

右表に依れば一九三一年拾七萬一千大百三十ヘクタールの植付面積は一九三二年には其半たる八萬四千ヘクタール内外に更に三三年にはその半たる三萬四千ヘクタールに減少してゐる。これに従つて生産も一九三一年を境として累年五千噸の減少であるが生産と輸出との間に大きな懸隔がある、蘭印島内消費三十萬噸としてもこの差額がストックとなつて来たのである。一九三四年より五年に至る年未滯貨は十萬五千噸となつて三年に比すれば二〇分の一に減退することになつてゐるが、この滯貨の處分すり仲々簡単に行かず、日本に対する砂糖輸入を規制することも此処に存するのである。

即ちムート誌の報ざるところに依れば一九三五年度収穫に対する爪哇糖所要植付面積は政府と民間代表者との間に最後的決戻を見たのであるが一九三六年未残糖は左の如く八十五萬噸と推算されてゐる。(単位噸)

一九三四年度產糖

一九三五年度產糖

合計

六〇
六〇
六〇
六〇
六〇

一九三六年未卜至三輸收及歸內消費二、六〇、〇、〇、〇
差引殘穢

こゝで爪哇糖の國輸出額を見ればスエズ以西は總額に於て一九二八—九年は百四十二萬三千噸内外のものが三〇年に至つて約五割に減じ三三—四年に至つては僅かそろ十分の一たる十三萬噸を維持してゐるに過ぎない
のである。印度に於ては一九三一年頃迄は年々百萬噸を維持せりにも拘らず三一一三年には半減し三三四年の間にトはこれまた激減してそろ半たる二四萬六千噸を輸出するに過ぎない。支那に於ても同様一九二九—三年を轉期とし、日本に於ては一九二七年頃を境として果然激減してゐる

ジヤヴァ砂糖國別輸出高
(單位：數量一噸、金額一千盾)

從つて工場数も年々減少、最近に至つては實に八割以上の縮少をを見せ、現存の大部の工場は休業を余儀なくされ餽損するものが多い。

年 度 工場数 產 糖額(噸)

一九三〇一三二 一六五 二、六一〇、七八二

一九三一一一三 九九 一、四〇一、三二七

一九三二一三四 四二 四八〇、四〇〇

一九三三一三五 四二 五五〇、四〇〇

而して右の如く輸出の減退を来たせる原因は多々あるがその主なるものは印度に於ける糖業の発達である。印度に於ては從来年々三百萬噸の産糖があつたのであるが、それは主として粗製品であつて土民に消費されるだけであつたので精白糖を毎年八九十萬噸を輸入し、それを大部分爪哇糖に仰いでゐた。而も爪哇の耕地白糖は骨炭過多の精糖を嫌ひ印度人の宗教的心理を粗い爪哇糖の發展を助けた。ところが印度は一九三一年砂糖輸入税

を引上げ白双七留、西安と更に同年七月よりこれに五%の付課税を課し合計九留一安の輸入税を課し、一九三八年迄繼續して國內糖業を保護助成することとなつた爲めに印度の糖業は近代的設備を有する新工場の増設を見、急激に躍進するに至つた。

年 度 工場作業数 白双生産高 (単位 噸) 輸入餘力推定

一九三〇一三一 四〇 一五一、六五〇 五五五、四〇〇

一九三一一一三 四二 一二八、一一〇 五〇〇、四〇〇

一九三二一三三 七五 三五八、四〇〇 三〇〇、四〇〇

一九三三一三四 一一二 五八六、四〇〇 五〇、四〇〇

一九三四年五 ? 六四六、四〇〇 六〇〇

なほこの他甜菜糖は一九三〇年頃迄は歐洲大陸に於て發展し世界の糖界に大打撃を與へたのであるがその後アムステルダム協定に依つて生産が緩和され最近に至つては餘程減少した。然るに甘蔗糖生産の不能なる際西亞

に於ては年百萬噸の甜菜糖が生産されてゐるから、全然これが爪哇糖輸入減の原因にならないとも言へない。参考迄に一九二六年未の甜菜糖生産額を示せば左の如くである。

一九二六年 度 生產額(單位噸)
大、八七一、八九二

一九二七年 八、三三、八七四

一九二八年 八、四九八、九六〇

一九二九年 八、三〇三、五五八

一九三〇年 一〇、三〇三、八八三

一九三一年 六、四九四、四五二

一九三二年 六、五三九、〇〇〇

一九三三年 五、九二二、〇〇〇

四 我國の爪哇糖輸入は明治初年に於ては極少ともしかであつたが、逐年増加

して大正元年にほ二百萬擔となり、同十三年に至つては五百萬擔に達してゐる。然るにその後、台灣の糖業發達し、内地の需要が最近では千四、五百擔に増加したにも拘らず、四、五年前よりは自給自足を捉すに至つたのみか年々二、三百萬擔を支那及閩東洲に輸出する現状にある。

日本に砂糖が知られたのは遠く奈良朝時代、孝謙天皇の天平勝寶年間に、唐の楊州の僧鑑真が黒糖を招來したに始る。当時はただ藥用として使用せられたに過ぎず、これが發展したのは海外貿易が盛大になつてからのことである。即ち初めて砂糖を傳へたのは奄美大島の漁民が慶長年間、支那海岸に漂着しこれを習得し、甘藷を携へて歸國したを嚆矢とする。次いで元和元年、琉球人が支那閩州に渡つて製糖技術を習得し、広く琉球諸島に傳播せしめた。種苗の内地に輸入されたのは徳川家光の時代と言はれ、吉

宗は砂糖の自給自足策を樹て栽培に意を用いた。その後徳川幕府の奨励と民間志士の着眼により、本邦の甘蔗業は氣候の適せる各藩に於て成功し明治初年より内地産糖は沖縄を含めて七八十萬擔にも達して有史以来の繁栄を示した。然るに程なく外國貿易の發展は良質安價なる爪哇糖、台湾糖の輸入を挿し内地の糖業は次第に衰微した。

台湾の糖業は十六世紀中、支那民族の移住せるに端を発する。西暦千六百二十四年和蘭人が本島に来航した時砂糖は台湾の重要輸出品となつてゐたと言はれる。その後和蘭の占領するに至り製糖業を奨励したので千五、六百年代には蔗園増加して稻田の三分の一を占め、當時日本に輸出したものだけでも、年々七八十萬擔に達したと言ふ、其後世界糖界の変遷に伴ひ、漸減し我國の領有當時には僅かに七十萬擔を香港、支那、日本に輸出するに過ぎなかつた。而しながらその製糖方法は極めて幼稚であつたため、今日の台湾糖業の基をなしたのは領台後のことである。而してその発達の第

一の理由は我國政府の保護政策に依つて植付面積が著増し、甘藷品種の改善、植付時期の変化等、農事上の改善行はれ、それと共に製糖設備の増大技術の向上等によるものである。こゝに最近の台灣糖植付面積を見れば、

年
度

新付工積場

擬作阿魏

昭和元年

八六、九五五

卷之三

卷之三

卷之三

卷之四

西漢書

四
四
四
五
五

一
九
三
九
上

卷之六

九七、七大九

一
六
九
七

の如くであつて漸次新式工場の植付面積が増加し最近では殆んど總面積の大半を占むるに至つた。

而しながらこの積極的増産計画の結果は世界糖業の趨勢と共に昭和七年度に於ては五百萬擔の過剰を昭和八年度に於ては八百萬擔と言ふ莫大なる過剰するに至つたので、糖業聯合會では八九年度に於て思ひ切つた減産を行ふに至つたのであるか、この減産協定が解消すれば、植付面積も増大し再び過剰糖の憂目を見るに至るのである。今試に最近我國の需給状況を見れば

年 度	生 产 高(擔)	消 费 高(擔)
大正十四年	九、六一、八、〇七二	一、二、四七二、五二八
十五年	一、〇、一一七、八一五	一、三、五四一、六五〇
昭和ニ年	八、六七、大、四九二	一、三、〇、一五、一六三
三〇	一、一、七九四、五九四	一、四、一、九〇、二二四

四〇 一、五、二九四、〇一〇 一、四、八、一、三、大二〇
五〇 一、五、五一、四、七七一 一、四、三一、四、大五五
六〇 一、五、五八三、二二九 一、四、三六〇、一八二
七〇 一、九、二、六八、八三七 一、九、三六六、三一八
八〇 一、三、四、一五、八四四 一、五、〇、四、四、二二〇(予想)
九〇 一、三、三、二、〇、〇、〇(予想) 一、五、〇、〇、〇、〇(予想)
十〇 一、八、〇、〇、〇、〇(予想) 一、五、〇、〇、〇、〇(予想)
であつてこれに從へば九一十年度に於ては五〇%の過剰を示すことになる。
過去数年間の爪哇糖輸入を見れば

一九二九年 二、一、二、九八五
一九三〇年 二、二、二、三〇、三
一九三一年 一、四、七、七八三

頓

一九三二年大正月で計=六、八六六六〇(見上)の輸入と海南島へ

三三年及三四四年は台灣糖の減産が行はれた爲めに、一三萬噸内外の輸入が
行はれることになるのであるが、一九三五年以降に於ては左の如き計算に従
つて全く輸入の必要はないのである。

一九三四年四月一日在荷

六四、四、四、四
擔

一九三四年台灣新式產糖

一、五、五、五、五、五
擔

一九三四年南洋新式產糖

六七、八、八、八
擔

合計

一、五、五、五、五、五
擔

米期名臺灣產糖豫想

一、五、五、五、五、五
擔

米期南洋產糖豫想

一、五、五、五、五、五
擔

二ヶ年供給合計

一、五、八、五、五、五
擔

内地消費量

一、七、六、二、四、八
擔

一ヶ月平均推定

一、一、〇、〇、一、〇、〇
擔

昭和九年一十年十二月迄

一、三、一、〇、九、〇、〇
擔

十年十二月末過剩豫想

一、四、五、二、四、〇、〇
擔

であつて充分日本糖業のみに於ても輸出能力を有することは年々であります。
而して過去に於ける輸出額を見ると

昭和元年 一、四、四、五、八、五、三
擔

二年 三、一、八、六、七、二、二

三年 四、四、五、〇、九、〇、九

四年 三、七、六、九、五、七、六

五年 四、一、一、一、四、一、一

六年 三、二、三、六、一、三

七年 六、五、九、八、二、〇、七

八年 二、七、一、六、五、五、〇

であつて内地精糖輸出高を國別に見れば

國別

八年

七年

六年

(單位 噸)

中華民國

九〇一、五ニ五

七九九、八四〇

一九八、五八九

閔東州

一、〇一、五九四一

七九九、八七七

一九八、八一〇

瀋州

九六七、〇三

一、五、五五二

五四、七九〇

露西亞

八一、三一ニ

一、五、五五二

五六七、〇四

香港

七六、八三六

一、五、五三五

二、八九九六

英領印度

三七、三九五

三八、三

其地

四、五一八

七二、九

支那及閔東州に対する輸出は多少増加してゐるが、支那は上海事
斐以来、その高率関税を以て時に日本品を壓迫し、閔東州に対する地理的
條件を適して朝鮮糖が輸出され、また最近滿洲國に於ても製糖事業の計画
があるため果して今後發展を持続することは困難であると豫想されてゐる。

然るに政府は日蘭會商に際して爪哇糖の輸入増量を計り年に二十五萬噸
を輸入してこれを以て支那、閔東州の輸出に當てやうとして民間糖業者に
これを懲戒してゐる。民間側は我國糖界の實情からしてこれを不可能であ
るとしてゐるが、商工、外務兩者の原案では大体二十五萬噸内外を輸入し、
その一部を輸出に當て一部は國內消費に當て、台灣糖の質の悪いものをア
ルコールに製造の原料とし代用燃料として生産してゐる。而しながら一方
台灣に於ける米の作付段別々減少は甘蔗の代作以外にはないが、拓務省の
研究によれば爪哇糖の輸入は困難だと言はれてゐる。

而し若し爪哇糖を輸入して一部を支那へ輸出するにしてもこれは結局に
於て爪哇糖の輸出市場を侵奪することになるので、輸出を條件とする爪哇
糖の輸入は蘭印側の喜びべきことでもない、また假令これが許されたとし
て生産費の点に於て日本糖は未だ爪哇糖に比し遙かに高い。それに爪哇糖
はダンピングを行つてゐる關係上、假令我國に為替安の得点があるにして

も果して爪哇糖の輸出を角遂に得るや否や疑問である。今两者の生産費の相違を年別に見れば左の如くである。

年

度

爪哇糖生産費
和百竹窟丹

台湾糖生産費
和百竹窟丹

差額

大正八年—九年 一二〇七 二〇七七 八七〇 八五大

九年—十年 一〇四四 一七〇〇 一六九九 五二三

一〇年—一年 七七六 一一五四 六七七 四七七

一一年—二年 一〇五二 一〇三九 七二二 三一七

一二年—三年 一〇五四 一〇三九 七八一 五三一

一〇年—四年 一〇五二 一〇三九 七二二 三一七

一四年—五年 五四〇 一〇七一 五八五 五八五

昭和一年—二年 六二〇 一一〇五 九八七 五大七

二年—三年 四二〇 九八七 五大七 五三四

三年—四年 三九二 九二大 五三四

こゝに於て政府は関税を引下げても爪哇糖の輸入を計ると言ふも、目下糖業は最も強固なるカルテルを組織してゐるので、各社の協定に依つて輸入は仲々至難である。

即ち糖業者は明治四十三年十月、台灣糖業聯合會を組織し今日迄毎年國內各社の產糖合計を予定し、之を一定の比率に依つて各社に割當てその不足数量は前年度繰越額を以て補充し、又超過したものは次年度に繰越し、若しくは輸出することとなつてゐる。これが所謂產糖協定である。

糖業聯合會は精糖、粗糖双方の事業者を包含してゐるが、別に精糖のみに就いては昭和三年末糖業聯合會加盟者中、精糖製造を爲す六社即ち台灣、明治、大日本、塩水港、新高及北海道の大社の協定に依り、砂糖供給組合と稱する統制團體が組織せられ、糖價激落の際生じた乱賣を防止し統制を確立した。その後昭和四年、中央製糖も創立と同時に本組合に加盟し、加盟せざるものは昭和五年設立の東京精糖一社あるだけである。こ

れを生産能力から言へば加盟者は約九十七%を占めてゐる。

(単位 円)

糖業社名 資本金 勝込資本金

台灣製糖株式會社

四三、〇八〇、〇〇〇

三四、八〇〇、〇〇〇

明治製糖株式會社

四八、〇〇〇、〇〇〇

三四、八〇〇、〇〇〇

大日本製糖株式會社

五一、四一六、大〇

四〇、一四一、六〇〇

塩水港製糖株式會社

二九、二五〇、〇〇〇

一七、四三七、五〇〇

新高製糖株式會社

二八、〇〇〇、〇〇〇

一〇、七五〇、〇〇〇

北海道製糖株式會社

二、五〇〇、〇〇〇

二、五〇〇、〇〇〇

精糖の
み
中央製糖株式會社

四、七〇〇、〇〇〇

三、七〇〇、〇〇〇

砂糖供給組合の協定事項の概要を記すと左の通りである。

一、原料に肉する協定

本邦に供給する精製糖、耕地白糖の原料に外國糖を使用せざることと

二、生産制限に関する協定

し、糖業聯合會加盟會社の所産原糖を一定の比率にて醸出賣買して、組合員たる各社の精糖原料に充つこととしてゐる。

三、生産制限に関する協定

精製糖、耕地白糖の毎年の製造高總数を定め、之を一定の比率にて各社に割當てるごとにした。

四、分製造販賣に関する協定

月々の需要高を豫測し、其需要高に応じて毎ヶ月又は毎数ヶ月の製造高及販賣高を定め、之を所定の比率に依り各社に割當てる。

五、品質統一に関する協定

糖精の品質を統一して一定の等級に分り各等級間の値開きを定め、耕地白糖の各社製品間の格差を廃止する。

六、袋品の包装、斤量に関する協定

大販賣條件に関する協定

農品販賣に付現金製、限月制によることとし、又受渡場所を限定して、それよりの運賃を買人負担とし特定期貨表により一定する。

而して昭和七年十一月には精糖製造業は重要産業に指定せられ重要産業統制法に依つて政府の監督を受けてゐる。

五

之を要するに日蘭會商の解決策として爪哇糖の輸入増加を以てするならばこれは明らかに失敗である。日印會商に際して日本に全然生産し得ない印度綿を輸入することに依つて印度の必需品たる綿布を輸出し、その間にバーチー制を設けたりであるから、貿易の原則から言つて假令成功でないにしても失敗ではなかつた。それに依つて少くも日本の綿業は市場を維持することが出来た。而しながら爪哇糖の場合に於ては全く逆である。日本にては既に砂糖は自給自足の域に達し、昭和九、十年に於ては、大量を輸出しなければならぬ過剩生産の域に達してゐる。それにも拘らず爪哇糖を輸入しなければならぬ事は日本の國民經濟の大局から見て断じて適切ではないと言へる、從つて日蘭會商の解決策としては砂糖は第二義的である。要するに三千萬円程度の輸入を増加すればよいのであるからして、我國に資源なり、錫或は石油等を輸入してこれに當てるべきである。假令砂糖を輸入するにしても我國の糖業を困惑せしめて迄も輸入する必要なく、輸出糖として不足なだけを輸入すれば足りる。從つて糖界の現状よりすれば僅かに十萬噸程度のものがあつて、四百萬担以上の爪哇糖在荷を全部処理する程の量を輸入する必要はない。今糖業聯合會が政府に提出した聲明書を全文を掲げて参考とする。

一、我日本と爪哇の貿易関係如何を見るに備々数年前迄我邦は年々オ々輸入超過を繼續し來りしが、昭和四年以後漸やく輸出超過に轉ずるに至り、

其輸出超過の金額も亦左記の如し

昭和四年度 一七八〇、〇〇〇円

昭和五年度 大、ロハロ、ロリリ 餘四

昭和七年に入り、茲に始めて我邦輸出の總金額一億円に達し、それと同時に爪哇よりの輸入四千萬円に減退の結果、約六千萬円の輸出超過となり引續き昭和八年度も亦左記の如くなれり。

輸出一五七、四〇〇、〇〇〇円餘

輸入
五五、七々、九、一〇〇〇、四餘

差引輸出超過 一〇一、七〇〇、〇〇〇 円餘

益に於てか和蘭本國は斯る急激發展の状勢に刺戟せられ、数年前の輸出
船運時代を考慮するに暇ありず、最近一二年の現状に膠着して依然バア
タマ、システムを主張し、特に我に対する二十五萬噸の砂糖購入を強調

するが如くに傳承せらる、我邦糖業の現状ト鑑みて、我等糖業者ヲ頗
遺憾とする所存リ。

二、元末我邦は東洋下於けり爪哇荷据指々顧慮にして年額五百萬担乃至七百萬担の爪哇糖を購入し表リ、現に昭和元年の如きは、台湾、朝鮮を除き内地のみにても

砂糖六二六只、ロロロ餘柵

金瓶
七口口口口口口口

を輸入せりの状態なりしを以て、我官民は協力一致國産糖の増産に努め
し結果対支貿易激減の影響も之れに加はり、昭和七年度に於ける爪哇ヨ
リの輸入は内地朝鮮を併せ、六十八萬担に減ぜしも、昨昭和八年度は名
湾糖の減產に加ふるに對支排日緩和の結果、内地朝鮮包含、再び二百四
十八萬担余の爪哇糖輸入を見たる實狀也、單に砂糖より見たる日本爪哇
間に於ける曆年輸入の概況なり。

三、斯くの如く我邦は由來爪哇糖ヲ大顧客にして爪哇は我糖業ヲ先進國たる

關係上、我等糖業者の微力を致して、先進同業者の窮境打開に貢献し併せて爪哇に於ける我同胞商權の擁護に資するを得ば、进而で全力を傾到すヨに容かならざる可く、爪哇糖購入問題の世評に上りし以來、我等同業者は連日慎重の研究協議を重ねたるも、左記の結論以外に出ずる能はざるは、我國糖業現實の状勢を如何ともする能はざるに據るなり。

四、最近我外務省到着の報告ト従すも上海に於ける砂糖市況は支那の肉税引上げと支那内地産鶴鱈勵々結果として、本年の砂糖輸入数量は府年に比して三割減、一府年に比して六割五分の激減を示し居れりとあるが如く、府年に於ける我國內地の対支砂糖の輸出額を見るも僅々九十萬担にして、此以外滿洲と肉東州を併置するも年額百四十萬担に過ぎず、加ふるに胡年度の我増産の結果昭和十年度未ニ於て國內需要を充足し、猶残存する過剰堆積糖は實に左記の如き巨額に達する豫想なり。

昭和十年末残存旧糖

四・七三九・〇五二担

昭和十年末在荷新糖約

ニ・〇・〇・〇・〇・〇担

計

六・七三九・〇五二担

五、我糖業の實狀前記の如く有るを以て我國の爪哇糖所要量は本年度を通じて約十萬噸、此内既に六月頃迄の手膚府の數量を控除し、今後本年十二月迄の所要量は約五六萬噸の見込ト過ぎず、明年以後に於ける外國糖の輸入は天候、市場等四圍の環境の異常の變化なき限り、殆んど之れを要せざるなり。

六、我邦甘蔗製糖事業は概して其性質上、甘蔗栽培の初めより砂糖製造に至る迄、約二年半を要し、今年販賣の砂糖、今年の栽培甘蔗は明年未乃至明後年圧搾製糖して是れを其年に販賣するが如き性質のものなれば前記昭和十年度未だ予想滞貨の如きは、今年現に蔗園に蕃殖し居る未成品の砂糖にして天候不測の異変なき限り、人力を以て是れが増減を許さ

ざるの状態に在るのみならず、是等の蔗園に依食し、我糖業の盛衰に依存して死活問題となせる蔗農は、台灣、沖縄、北海道を併算して、實に二十萬戸に上り、南洋移民の数一萬六千有余名なれば、我産糖の増減と之が蔗作の伸縮は實に容易ならざる大問題なり。

七、今迄數年前世界的糖界の危機^{ヨハシ}逢着するや、我國糖業も亦此危機に直面し、數百萬担の過剰堆積糖を抱擁し、苦境に瀕せしか、幸にも我當局貿明の後援指導其宜しきを得たる、我等糖業者^ク極力犠牲を忍んで或は間接の生産制限を爲し、或は輸出を強行し是が爲めに昨年より本年にかけ、漸く此危機を脱し得たるも明年更らに巨額の過剰堆積糖を目撃の間に認むるに至り、如何にして此再度の難肉^ヲ打開し得んかと焦慮対策に腐心せよの際突如として爪哇糖躉入の問題^ト接す、真に不幸不可の時期と謂ふ可きなり。

八、先進の糖業國として、世界廣汎の大市場を有する爪哇にして、其荷捌きに困難を感ずる滯貨糖を、巨額の堆積糖を予想せらる。我國に轉嫁せし

め人とするが如きは、殆んど不可能事と謂ふ可く、強いてこれな爲さんとすれば、外糖を救済せんが爲めに、我國產糖を死藏堆積して、我糖界の發展を萎靡せしめ、極力培養の糖業の根底を攪乱し、全國二十戸の蔗農の生存を脅威し、世界の趨勢に順應せし^ヨ糖業政策九條の功を一簣に欠くも^クにして、是れ独り我糖業者の利害休戚^ト繋^ヨみならず、國家百年の長計の爲めに眞に干秋の恨事たるべく我等糖業者は如何に我同胞商權の擁護に協力し、如何に先進同業者の窮状打開に寄與せんとするも、到底爲し能はず^ヨは遺憾に堪へざる所なり。

群馬県立図書館



0706380-3